

宇宙活動法基準・安全小委員会における宇宙活動法施行規則等の改正に向けた議論について

令和 8 年 9 月 28 日

1. 背景

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 39 号。以下「改正法」）が令和 8 年 6 月 17 日に公布された。

宇宙活動法の改正は、公布日から起算し 1 年以内に施行されることから、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号。「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則」に改題予定。以下「施行規則」）等について令和 9 年 6 月 16 日までに施行することが必要。

2. 進め方

宇宙活動法基準・安全小委員会は、（１）宇宙活動法の許可基準に係る内閣府令の制定又は改廃に関すること、（２）人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関することを所掌していることから、施行規則等の改正については、宇宙活動法基準・安全小委員会にて検討を進めることとする。

既に9 月 7 日に開催された第 5 回宇宙活動法基準・安全小委員会にて検討を開始しており、今後、改正法、国会での指摘事項及び事業者要望等を踏まえて施行規則等の改正案について検討を進めていく。

3. 宇宙活動法基準・安全小委員会における検討スケジュール（予定）

- （・ 9 月 7 日 第 5 回宇宙活動法基準・安全小委員会）
- ・ 11 月 24 日 第 6 回宇宙活動法基準・安全小委員会
- ・ 12 月 パブリック・コメント
- ・ 2 月 16 日 第 7 回宇宙活動法基準・安全小委員会

(参考)

第5回 宇宙活動法基準・安全小委員会 議 事 次 第

1. 日 時 令和8年9月7日(月) 13:30～15:30

2. 場 所 内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室／オンラインハイブリッド開催

3. 議 題

- (1)宇宙活動法改正等を踏まえた施行規則及び審査基準の改正案並びにガイドライン等改正の方向性について
- (2)その他

4. 配布資料

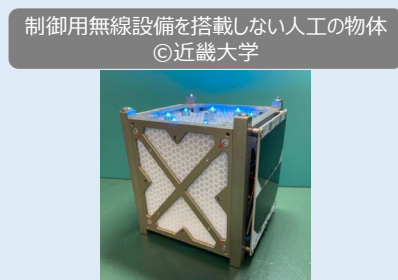
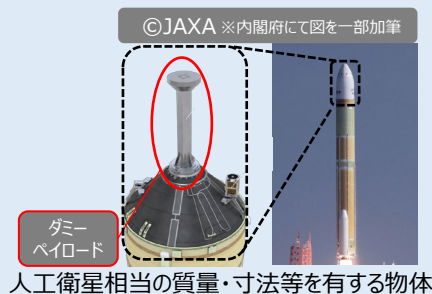
- 資料1 宇宙活動法改正等を踏まえた施行規則及び審査基準の改正案並びにガイドライン等改正の方向性について
- 資料2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則案 新旧対照表
- 資料3 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間案 新旧対照表

1. 背景

- 我が国の宇宙開発利用は、近年、**新規参入事業者の急増や技術革新の進展等により急速に多様化**している。これに伴い、ロケットの打上げを取り巻く環境も大きく変化し、その開発競争が激化する中で、**様々な形態でのロケットの打上げが出現**しつつある。
- こうした変化を背景として、**打上げ価格の低廉化等**の状況が生じており、制御されないモニメントや研究用の人工の物体が地球を回る軌道又はその外に投入されるなど、**打ち上げられる物体の多様化が進んでいる**。
- 現行の「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（以下「宇宙活動法」という）は、**軌道上で制御される人工衛星の軌道投入を中心に規制する体系**となっており、**多様なロケットの打上げや打ち上げられる物体に対応できていない**。

2. 法律の概要

- I. 公共の安全を確保しつつ、ロケットの打上げに関する多様な需要に対応するため、ロケット単体での打上げに係る規制体系を整備することにより、人工衛星の軌道投入を中心に規制する体系から、**ロケットの打上げに着眼した規制体系に変更**【宇宙活動法】
- **更なる多様なロケットの打上げ形態（新たな宇宙輸送）に対応するための制度的基盤を整備**
 - ① 開発段階の試験打上げにおいてダミーペイロードを搭載して行う打上げ等の、**人工衛星の搭載又は分離を伴わない打上げを許可対象に追加**
※損害賠償担保措置・無過失責任等を前提として、政府補償の対象に追加。
 - **ロケットの開発を促進し、民間による新たな宇宙輸送の実現を後押し**
 - ② **人工衛星に該当しない人工の物体を規制対象に含めるとともに、投入される軌道等に応じ、その構造が基準に適合していることを打上げ前に認定する制度を創設**
 - **公共の安全確保や宇宙空間の有害な汚染等を防止、軌道上活動を活性化**
 - ③ ロケットや人工衛星の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を①・②にも適用
 - **被害者保護も徹底し、引き続き我が国の責任ある宇宙活動の実現を図る**



- II. **宇宙基本法の基本的施策に宇宙開発利用に係るロケットの開発等に必要な機器、技術等の研究開発の推進を追加**するとともに、宇宙開発利用に係る「公共の安全の確保」を明記【宇宙基本法】
- III. **宇宙政策委員会の調査審議の対象を拡充**し、上記 I ①の新たな打上げ形態における安全の確保や宇宙環境の保全に関する重要事項を対象に位置付けるなど、所要の改正を実施【内閣府設置法】

3. 施行期日

公布の日から起算して1年以内で政令で定める日 ※宇宙基本法は公布の日